

評価シート（年度評価）

名古屋市笹島寮の管理運営状況（令和２年度）

1 基本情報 <所管局:健康福祉局>

指定管理者	社会福祉法人 芳龍福祉会		
主な業務内容	保護施設（更生施設）の管理運営		
評価対象期間	令和２年４月～令和３年３月	指定管理期間	令和２年４月～令和７年３月

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	入所にあたって不公平が生じていないか。	○	福祉事務所からの入所依頼に対して、積極的に受け入れる姿勢が見られた。
	(2) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(3) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(4) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(5) 関係機関等との連携	関係機関等との連携が図られているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	施設機能の維持のため保守・修繕等が実施されている。
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 衛生管理	衛生管理が適切に行われているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サービス	(1) 利用実績	利用実績は適切か。	○	生活保護法における自立支援プログラムとの連携が進んでおらず、付随事業（通所事業）の利用が過大に提供されている。
	(2) 事業実施状況	事業計画に沿った事業が実施されているか。	○	
	(3) 利用促進	利用促進のための基本姿勢が認められるか。	○	
	(4) 処遇内容	入所者への処遇は適切に行われているか。	○	
	(5) 付随事業	付随事業は適切に実施されているか。	△	
	(6) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料は適正に執行されているか。	△	指定管理料の剰余金について、適切な管理はなされているが、協定第13条第5項に基づく配慮がなされていないかった。
	(2) 再委託	再委託の内容・方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
通所事業について、新規でサービスの提供を開始した者で、早期に生活保護法における自立支援プログラムの活用に移行するものがある一方、長期間に渡りサービスを受けている者もいる。この点については昨年度も同様の評価をしているが、今年度においてもサービスの提供状況に改善は見られなかった。 剰余金について、協定第13条第5項に基づく配慮をしなければならないという認識はあるものの、実際に検討をしたという実績はなかった。 その他事項については概ね良好な施設運営を行っている。

施設の現状

名古屋市笹島寮

施設の現状	施設概要							
	生活保護法に基づく更生施設として、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする人が入所して、生活扶助を受けることを目的とする施設です。							
	市の収支状況(千円)（2年度決算(見込)額）							
	支出			収入				
	指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計	利用料金
	127,700	0	127,700	5,983	48,704	73,013	127,700	
	特記事項							
	市の収支状況内訳（支出）127,700,378円 （収入）（自己負担）5,982,857円（特定財源）48,703,942円（一般財源）73,013,579円							
管理運営指標の状況	取組状況							
	指標	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
	入所率(年間延べ実入所者数の合計を定員で割り戻したもの)	%	54.2	67.9	58.5	53.2		
	特記事項							
	令和2年度は前年度と比べて入所率が低下した。							

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載